

一宮市企業立地奨励措置ガイド

市内において事業所の新設・増設をしようとする事業者の方が、一定の要件に該当する場合に、奨励金等の交付を受けることができます。

1.立地促進奨励金

最大 1億5千万円を交付 市内に事業所を新設・増設する場合、適用要件に該当いたしますと**投下固定資産総額の5%相当額**を交付いたします。

2.賃借型立地奨励金

最大 120万円/年を交付 市内の土地及び家屋を賃借することにより事業所を新設・増設する場合、適用要件に該当いたしますと**賃借料の10%相当額**を3年間交付いたします。

3.雇用促進奨励金

最大 1,500万円を交付 市内に事業所を新設・増設する場合、適用要件に該当し、操業開始時に一宮市在住者を新規常用雇用従業員として1年間雇用されますと**1名につき30万円**を交付いたします。

4.高度先端産業立地促進奨励金

最大 5億円※を交付 市内に高度かつ先端的な技術の事業所を新設・増設する場合、適用要件に該当いたしますと**投下固定資産総額(土地を除く)の5~20%相当額**を交付いたします。

※中小企業者が事業所(研究所以外)を新増設する場合は愛知県支援分を合わせて**最大10億円**交付いたします。
それ以外については、愛知県の同制度からの補助がある場合、市と合わせて**最大15億円**となります。

5.企業再投資促進補助金

最大 3億円を交付 愛知県内に20年以上立地し、かつ一宮市内に10年以上立地しており、25人以上の常用雇用者を有する中小企業者が工場・研究所を新設・増設する場合、適用要件に該当いたしますと**固定資産取得費用(土地を除く)の8%又は10%相当額**を交付いたします。

※奨励金等を利用される際は報道発表をいたしますのでご了承ください。

※同一の事業者に対し①立地促進奨励金、②賃借型立地奨励金、④高度先端産業立地促進奨励金、⑤企業再投資促進補助金を重複して適用することはできません。

なお、適用条件を満たした場合には③雇用促進奨励金との併用はできます。

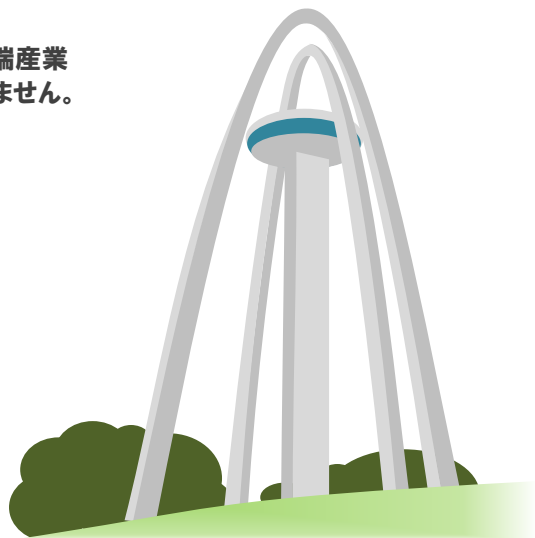
※不適切な事実が認められた場合、奨励金等の返還を命ずる場合があります。

活力創造部 産業振興課

〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

TEL :0586 - 28 - 8982

FAX :0586 - 73 - 9135



1.立地促進奨励金

市内において事業所の新設・増設をしようとする場合で、下記の①～③の要件全てに該当する事業者には、当該事業所の新設等に要した**投下固定資産総額の5%に相当する額**(限度額1億5千万円)を交付いたします。

※増設、建替え又は市内での移転の場合、交付金額の算出に関する投下固定資産総額は、従前と比較して土地の面積や家屋の床面積の増加した部分のみが対象となります。

2.賃借型立地奨励金

市内において土地および家屋を賃借することにより事業所の新設・増設をしようとする場合で、下記の①、③の要件に該当する事業者には、当該事業所の**土地及び家屋の賃借に要する経費の10%に相当する額を3年間**(限度額120万円/年)交付いたします。

※土地及び家屋の賃借に要する経費には敷金、権利金その他これらに類する経費は除きます。

3.雇用促進奨励金

市内において事業所の新設・増設をしようとする場合で、下記の①～③の要件全てに該当する事業者のうち、当該事業所の操業開始に伴い、新たに市内に住所を有する者を常用雇用従業員として雇用し、操業開始した日から起算して12か月間引き続き雇用した事業者には**常用雇用従業員1人につき30万円**(限度額1,500万円)を交付いたします。

①事業所要件

新設・増設する事業所が以下のいずれかの事業の用に供されるものであること。

- (ア) 物品の製造、加工または修理に係る事業(日本標準産業分類の大分類E「製造業」に属する業種)
- (イ) 流通事業(荷受け、保管、流通加工、出荷、道路運送など)(日本標準産業分類の大分類H「運輸業・郵便業」に属する業種)
- (ウ) ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業
- (エ) 工業製品に係る基礎研究、応用研究または開発研究に係る事業(主たる業種が日本標準産業分類の大分類E「製造業」に属する業種)
- (オ) 市長が規則で定める以下の分野における高度かつ先端的な技術を利用する製品の製造または研究に係る事業
〔健康長寿、環境・エネルギー、航空宇宙、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー、IT関連、先端素材関連、その他市長が認める高度先端な技術分野〕
- (カ) アからオまでに掲げるもののほか、市長が適当と認める事業

②投下固定資産総額要件

事業所の新設・増設に要した**投下固定資産総額が5億円以上、中小企業者は1億円以上**であること。

※投下固定資産総額とは事業者が事業所の新設・増設に要した費用のうち土地(家屋の建築工事に着手する日前3年以内に取得したもの)、家屋、償却資産(操業開始日の前後各3か月の期間に取得したもの)等の取得額の合計をいいます(消費税、租税、地方自治法にいう手数料等は含みません)。

※中小企業者とは製造業、運輸業等の業種にあっては、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人。

③雇用要件

新設・増設する事業所(研究所を除く)の操業開始に伴い、**新たに常用雇用従業員を10人、中小企業者は5人以上雇用**すること。

※操業開始前の研修期間等を考慮し、操業開始日の6か月前のこれに相当する日から操業開始日までに雇用された従業員が対象です。
※常用雇用従業員とは雇用保険に加入しており、パートタイム、契約社員といった雇用形態を問わず事実上期間の定めなく雇用される労働者(派遣労働者は直接雇用するものではないので対象外)。

※新たに新設・増設した事業所を勤務地として新規雇用することをいい、既に雇用しているパート従業員等を正社員に変更して雇用形態が変わっただけのような場合は該当しません。

※ここでいう新たな常用雇用従業員の10人または5人は、市内・市外在住を問いません。

※新たな常用雇用従業員の雇用は操業開始日から起算して12か月継続している必要があります。

4.高度先端産業立地促進奨励金

高度かつ先端的な技術の事業所として愛知県の審査会で認定された事業所が、市内において事業所の新設・増設（機械及び装置を一新する場合も含む）をしようとする事業者で、下記の適用要件に該当する場合には奨励金を交付いたします。

適用要件

①愛知県21世紀高度先端産業立地補助金に採択されること。

②-1 事業所（研究所以外）

事業所の新設・増設に要した投下固定資産総額（土地を除く）が50億円（中小企業者は2億円）以上であり、操業開始に伴い新たに常用雇用従業員を原則として20人（中小企業者は5人）以上雇用すること。

※新たな常用雇用従業員の雇用は操業開始日から起算して12か月継続している必要があります。

投下固定資産総額（土地を除く）の10%（賃借又は設備一新の場合は5%）相当額を5億円（中小企業者は10億円）を限度に交付。

※大企業者については、愛知県の同制度からの補助がある場合、市と合わせて最大15億円となります。

②-2 研究所

研究所の新設・増設に要した投下固定資産総額（土地を除く）が5億円（中小企業者は2億円）以上であること。

投下固定資産総額（土地を除く）の20%（賃借又は設備一新の場合は10%）相当額を5億円を限度に交付。

※愛知県の同制度からの補助がある場合、市と合わせて最大15億円となります。

申請から交付までの流れ

○事業所の新設・増設に着手しようとする日（事業所の新設等に係る建物が賃借による場合は、その契約を締結する日）の1か月前まで（高度先端産業立地促進奨励金の適用を受けようとする場合は2か月前まで）に『企業立地促進奨励措置適用申請書』と必要書類を必ず提出してください。

※提出期限を過ぎると奨励措置が受けられません。

○適用審査後、『企業立地促進奨励措置（適用・不適用）決定通知書』にて結果を通知します。

○下記のいずれかに該当することとなった場合、『事業の進捗等に関する届出書』を10日以内に提出してください。

- ・事業所の工事に着手した。
- ・事業所の賃貸借契約を締結した。
- ・事業所の工事が完了した。
- ・操業開始をした。
- ・企業立地促進奨励措置適用申請書の記載事項に変更があった。など

○操業開始から1年後に『奨励金交付申請書兼実績報告書』、『奨励金請求書』を提出してください。

○実績報告書の審査後、『奨励金交付決定通知書』にて結果を通知し、奨励金を交付します。

5.企業再投資促進補助金

愛知県内に**20年以上立地**し、かつ一宮市内に**10年以上立地**している**中小企業者**が市内に工場・研究所の新設・増設(機械及び装置を一新する場合も含む)をしようとする場合で、下記の要件に該当する事業者には、当該事業所の新設等に要した**固定資産取得費用(土地を除く)の10%(みなし大企業に該当する場合は8%)に相当する額(限度額3億円)**を交付いたします。

※固定資産取得費用は工場等の新設・増設の工事に要する経費のうち専ら生産、研究又は開発の用に供する部分の建設に要する費用、生産、研究又は開発の用に供する償却資産の取得に要する費用のことをいい、消費税は含めません。

※中小企業者のうち、次のいずれかに該当する企業はみなし大企業となります。

- ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
- イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者
- エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を上記アからウのいずれかに該当する者が所有している者
- オ 上記アからウに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者

適用要件

①愛知県新あいち創造産業立地補助金に採択されること。

②新設・増設する工場等が以下のいずれかの製造、もしくは開発の用に供されるものであること。

自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連、愛知県の産業集積の推進に関する基本方針の西尾張地域集積業種(輸送機械関連産業、繊維関連産業、電気・電子機器関連産業、機械・金属関連産業、新エネルギー関連産業、農商工連携関連産業、食料・飲料品関連産業、住宅・建築物・同設備関連産業)

③工場等の新設・増設に要した**固定資産取得費用(土地を除く)**が**1億円以上**であること。

④**25人以上**の常用雇用者を有する工場等で、県補助金の交付期間中25人以上の常用雇用者を維持すること。

※常用雇用者は雇用保険、厚生年金保険及び健康保険の被保険者であり、派遣労働者、請負労働者、出向者及び外国人技能実習生は含みません。

※補助金は、一宮市から事業者へ固定資産取得費用(土地を除く)の10%(みなし大企業に該当する場合は8%)相当額を交付し、その後愛知県から一宮市へ補助金額の半額が交付されます。

※県補助金の交付期間中とは、認定申請日から県補助金が一宮市に交付された年度末までになります。

申請から交付までの流れ

○工場等の新設・増設に着手しようとする日(工場等の建物を新たに賃借する場合は、その契約を締結する日)の**30日前までに『補助事業認定申請書』**と必要書類を必ず提出してください。

※提出期限を過ぎると補助金が受けられません。

○適用審査後、『**一宮市企業再投資促進補助金認定通知書**』にて結果を通知します。

○下記のいずれかに該当することとなった場合、『**事業の進捗等に関する届出書**』を**10日以内**に提出してください。

- ・事業所の工事に着手した。
- ・事業所の賃貸借契約を締結した。
- ・事業所の工事が完了した。
- ・操業開始をした。
- ・補助事業認定申請書の記載事項に変更があった。など

○操業開始から**1年後**に『**補助金交付申請書(兼実績報告書)**』、『**補助金交付請求書**』を提出してください。

○実績報告書の審査後、『**一宮市企業再投資促進補助金交付決定通知書**』にて結果を通知し、補助金を交付します。